

# 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付のためのフローチャート

軽度者とは、要支援1・要支援2・要介護1の者をいう

(ただし、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)については、要介護2・要介護3を含む)

《軽度者が例外給付の対象となる(介護予防)福祉用具貸与費の品目》

- ア 車椅子及び車椅子付属品
- イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器
- エ 認知症老人徘徊感知機器
- オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- カ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)

「厚生労働大臣が定める者のイ」に対応する基本調査の結果に該当する。

(令和3年4月版 青本P550または、P1486で確認する)

※認定結果が出た場合、資料開示を行い、調査票の該当する項目を確認する。  
※認定結果が出ておらず、認定調査票の確認ができないが、(介護予防)福祉用具貸与が必要であると判断し、軽度者の見立てを行った場合、「NO」に進む。

YES

給付可

町への確認申請書は不要

NO

## 【(介護予防)福祉用具貸与費品目】

- イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ウ 床ずれ防止用具及び体位交換
- エ 認知症老人徘徊感知機器
- カ 自動排泄処理装置

- ア 車椅子及び車椅子付属品
- オ 移動用リフト  
(つり具の部分を除く)

①医師の医学的な所見に基づく状態像 i・ii・iiiのいずれかに該当する。

(令和3年4月版 青本P549または、P1485)

②サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより(介護予防)福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合

※①、②の両方を満たすことが必要

ア(二) 車いす及び車椅子付属品  
「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められた者」である。

オ(三) 移動用リフト(つり具の部分を除く)  
「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」である。

※主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定(介護予防)居宅介護支援事業者が判断する。

YES

NO

「軽度者の福祉用具貸与の例外給付に関する確認申請書」を肝付町に提出  
※町が要否を判断

電話等にて通知

給付可

電話にて通知

給付不可

NO

YES

給付可

町への確認申請書は不要